

■個人の県民税・個人の市町村民税

この税は、行政に必要な経費を広く県民の皆さんに負担していただくためのもので、前年中に一定の所得のあった県民の方に課税されます。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて一般に「個人住民税」といい、これらの実際の賦課徴収は各市町村で行います。



毎年1月1日現在で

- ・県内に住所がある個人 ······ 均等割と所得割
- ・県内に事務所、事業所又は家屋敷があり、
その所在する市町村内に住所がない個人 ····· 均等割のみ
- ※均等割とは、所得の多少に関わらず1人1人が同じ額を納めるものです。
- ※所得割とは、前年中の所得の額に応じて納めるものです。



- 均等割※··· 県民税 2,000円 市町村民税 3,500円

※県民税の均等割には森林環境税500円が含まれます。

※均等割の特例

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、県、市町村が緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度の個人県民税、市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円加算されています。

- 所得割··· 所得に関係なく一律10%（県民税4%、市町村民税6%）

◎ 給与所得控除と事業専従者控除

前年の所得金額を計算する際に、収入金額から控除されます。

- (1) 給与所得者···給与収入の額に応じて、給与所得控除の額が決められています。
- (2) 事業所得者···事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。（これを事業専従者控除といいます。）
 - 青色申告···青色事業専従者に支払われた適正な給与額
 - 白色申告···事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額
 - ①50万円（ただし、配偶者である事業専従者については86万円）
 - ②事業専従者控除前の所得金額 ÷ （事業専従者数 + 1）

(表1) 給与所得控除額速算表

| 給与等の 収入額 | 給与所得控除額 |
|--------------------|--------------------|
| 162万5千円 以下 | 55万円 |
| 162万5千超 180万円以下 | 収入金額 × 40% - 10万円 |
| 180万円超 360万円以下 | 収入金額 × 30% + 8万円 |
| 360万円超 660万円以下 | 収入金額 × 20% + 44万円 |
| 660万円超 850万円以下 | 収入金額 × 10% + 110万円 |
| 850万円超 | 195万円 |

※上の表は、令和2年1月以降の給与収入が対象となっています。

(表2) 公的年金等控除額速算表

| 年齢 区分 | 公的年金等の 収入額 | 公的年金等控除額 | | |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | 公的年金等の雑所得以外の所得金額 | | |
| | | 1,000万円以下 | 1,000万円超2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| 65歳 未満 の者 | 130万円以下 | 60万円 | 50万円 | 40万円 |
| | 130万円超 410万円以下 | 収入金額 × 25% + 27万5千円 | 収入金額 × 25% + 17万5千円 | 収入金額 × 25% + 7万5千円 |
| | 410万円超 770万円以下 | 収入金額 × 15% + 68万5千円 | 収入金額 × 15% + 58万5千円 | 収入金額 × 15% + 48万5千円 |
| | 770万円超 1,000万円以下 | 収入金額 × 5% + 145万5千円 | 収入金額 × 5% + 135万5千円 | 収入金額 × 5% + 125万5千円 |
| | 1,000万円超 | 195万5千円 | 185万5千円 | 175万5千円 |
| | 330万円以下 | 110万円 | 100万円 | 90万円 |
| 65歳 以上 の者 | 330万円超 410万円以下 | 収入金額 × 25% + 27万5千円 | 収入金額 × 25% + 17万5千円 | 収入金額 × 25% + 7万5千円 |
| | 410万円超 770万円以下 | 収入金額 × 15% + 68万5千円 | 収入金額 × 15% + 58万5千円 | 収入金額 × 15% + 48万5千円 |
| | 770万円超 1,000万円以下 | 収入金額 × 5% + 145万5千円 | 収入金額 × 5% + 135万5千円 | 収入金額 × 5% + 125万5千円 |
| | 1,000万円超 | 195万5千円 | 185万5千円 | 175万5千円 |

※年齢の判定は、前年の12月31日の年齢によります。

※厚生年金、国民年金などの公的年金等は雑所得に該当します。

◎ 所得控除

基礎控除、配偶者控除などの下記の表に記載されたものをいいます。それぞれ一定の要件を満たしている場合は、課税所得金額を計算する際に、それぞれの控除が受けられます。

| 種類 | 令和3年度住民税の所得控除額 | (参考)令和2年度所得税の所得控除額 |
|--------------|---|--|
| 雑損控除 | 下記の(1)か(2)のうち多い額 (1) 損失額(保険金等の補填額を除く。)－総所得金額等×10% (2) 災害関連支出の金額－50,000円 (注) 総所得金額等により控除額に差が生じことがあります。 | |
| 医療費控除 | 下記の(1)と(2)は選択制(併用不可) (1)(令和2年中に支払った医療費(保険金等の補填額を除く。))－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない金額) 控除限度額=200万円 (2)(スイッチOTC医薬品の購入費－保険金等による補填額)－1万2千円 控除限度額=8万8千円 (注) 総所得金額等により控除額に差が生じことがあります。 | |
| 社会保険料控除 | 令和2年中に支払った額 | |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 令和2年中に支払った額 | |
| 生命保険料控除 | (1)旧生命保険料(平成23年以前加入) …… 最高35,000円 新生命保険料(平成24年以後加入) …… 最高28,000円 | (1)旧生命保険料(平成23年以前加入) …… 最高50,000円 新生命保険料(平成24年以後加入) …… 最高40,000円 |
| | (2)介護医療保険料(平成24年以後加入) …… 最高28,000円 | (2)介護医療保険料(平成24年以後加入) …… 最高40,000円 |
| | (3)旧個人年金保険料(平成23年以前加入) …… 最高35,000円 新個人年金保険料(平成24年以後加入) …… 最高28,000円 | (3)旧個人年金保険料(平成23年以前加入) …… 最高50,000円 新個人年金保険料(平成24年以後加入) …… 最高40,000円 |
| | 合計適用限度額…………… 70,000円 | 合計適用限度額…………… 120,000円 |
| 地震保険料 | (1)地震保険料 …… 最高25,000円 (2)旧長期損害保険料 …… 最高10,000円 (1)と(2)を併用する場合 …… 最高25,000円 | (1)地震保険料 …… 最高50,000円 (2)旧長期損害保険料 …… 最高15,000円 (1)と(2)を併用する場合 …… 最高50,000円 |
| 障害者控除 | 本人・同一生計配偶者・扶養親族(一人につき) …… 26万円 (本人が特別障害者の場合 …… 30万円) (同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合 …… 53万円) | 本人・同一生計配偶者・扶養親族(一人につき) …… 27万円 (本人が特別障害者の場合 …… 40万円) (同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合 …… 75万円) |
| 寡婦・ひとり親控除 | 本人が寡婦…………… 26万円 | 本人が寡婦…………… 27万円 |
| | 本人がひとり親…………… 30万円 | 本人がひとり親…………… 35万円 |
| 勤労学生控除 | 本人が勤労学生…………… 26万円 | 本人が勤労学生…………… 27万円 |
| 配偶者控除 | 一般控除対象配偶者…………… 最高33万円 | 一般控除対象配偶者…………… 最高38万円 |
| | 老人控除対象配偶者(70歳以上の方) …… 最高38万円 | 老人控除対象配偶者(70歳以上の方) …… 最高48万円 |
| 配偶者特別控除 | …………… 最高33万円 | …………… 最高38万円 |
| 扶養控除 | 一般扶養親族(16歳以上19歳未満) …… 33万円 | 一般扶養親族(16歳以上19歳未満) …… 38万円 |
| | 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) …… 45万円 | 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) …… 63万円 |
| | 一般扶養親族(23歳以上70歳未満) …… 33万円 | 一般扶養親族(23歳以上70歳未満) …… 38万円 |
| | 老人扶養親族(70歳以上) …… 38万円 | 老人扶養親族(70歳以上) …… 48万円 |
| | 老人扶養親族のうち同居老親等(70歳以上) …… 45万円 | 老人扶養親族のうち同居老親等(70歳以上) …… 58万円 |
| 基礎控除 | …………… 最高43万円 | …………… 最高48万円 |

(注1)上記表の寡婦控除から扶養控除までは、所得要件があります。

(注2)上記のうち、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除を人的控除といいます。

◎ 税額控除

(1) 調整控除（平成19年度分から適用、税源移譲に伴う減額措置）

住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差があります。このため、同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています。

【計算方法】

- ・課税所得金額が200万円以下の場合

控除額＝ [①か②のいずれか少ない額 (①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額)] × 5%
(県民税2%、市町村民税3%)

- ・課税所得金額が200万円を超える場合

控除額＝ [人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)] × 5%
(県民税2%、市町村民税3%)

※ただし、この金額が2,500円未満の場合は、2,500円（県民税1,000円、市町村民税1,500円）となります。

◆住民税と所得税の人的控除額の差◆

| 所得控除 | | 納稅義務者本人の合計所得金額 | 所得税の控除額 | 住民税の控除額 | 人的控除額の差 |
|--|----------------------------|--------------------|---------|---------|-------------|
| 配偶者控除 | 一般配偶者 | 900万円以下 | 38万円 | 33万円 | 5万円 |
| | | 900万円超 950万円以下 | 26万円 | 22万円 | 4万円 |
| | | 950万円超 1000万円以下 | 13万円 | 11万円 | 2万円 |
| | 老人配偶者 | 900万円以下 | 48万円 | 38万円 | 10万円 |
| | | 900万円超 950万円以下 | 32万円 | 26万円 | 6万円 |
| | | 950万円超 1000万円以下 | 16万円 | 13万円 | 3万円 |
| 配偶者特別控除 | 配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満 | 900万円以下 | 38万円 | 33万円 | 5万円 |
| | | 900万円超 950万円以下 | 26万円 | 22万円 | 4万円 |
| | | 950万円超 1000万円以下 | 13万円 | 11万円 | 2万円 |
| | 配偶者の合計所得金額 40万円以上45万円未満 | 900万円以下 | 38万円 | 33万円 | 3万円 (注1) |
| | | 900万円超 950万円以下 | 26万円 | 22万円 | 2万円 (注2) |
| | | 950万円超 1000万円以下 | 13万円 | 11万円 | 1万円 (注3) |
| (注)配偶者特別控除適用時は、配偶者の合計所得金額が45万円未満の場合のみ、調整控除が適用されます。 | | | | | |

(注1)税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の差額(所得税36万円、住民税33万円)を適用します。

(注2)税制改正前(平成30年度までの配偶者特別控除の差額(所得税24万円、住民税22万円)を適用します。

(注3)税制改正前(平成30年度までの配偶者特別控除の差額(所得税12万円、住民税11万円)を適用します。

(2) 所得金額調整控除

①子育て・介護世帯の場合

給与収入が850万円を超え、下記のア～ウいずれかに該当する場合は、給与所得の金額から、次の式により算出した金額が控除されます。

(収入額[1,000万円超の場合は1,000万円] - 850万円) × 10%

- ア 本人が特別障害者である場合
- イ 23歳未満の扶養親族を有する場合
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

②給与収入と公的年金等の収入の両方を有する場合

給与収入と公的年金等の収入の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の式により算出した金額が控除されます。

$$\text{給与所得}[10\text{万円超の場合は}10\text{万円}] + \text{公的年金等の雑所得}[10\text{万円超の場合は}10\text{万円}] - 10\text{万円}$$

※①②の両方に該当する場合は、①の控除後に②を控除します。

(3) 住宅ローン減税

①住宅ローン特別控除（平成22年度分から適用）

所得税における住宅ローン控除の拡充に伴い、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額（最高97,500円）を限度に控除する制度が設かれています。（平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した場合は最高136,500円）

【対象者】所得税の住宅ローン控除の適用者（平成21年から令和3年12月31日までの入居者）

【計算方法】控除額＝〔住宅ローン残高×控除率〕－〔前年度所得税住宅ローン控除額〕

※控除率は、一般住宅の場合1.0%、認定長期優良住宅の場合1.2%（居住開始年が平成24年以降の場合は1.0%）

【適用上限ローン残高】ローン残高5,000万円

（居住開始年が平成21・22年の場合。平成23年以降は居住開始年により適用上限額が異なります。）

【適用期間】最長10年間（令和元年10月1日から令和4年12月31日※は最長13年間）

【※新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす時は、特例が適用されます。】

【申告先】

確定申告を行う場合・・税務署に住宅借入金特別控除額の控除に関する事項を記載した確定申告書を提出してください。

（適用を受けようとする年度ごとに、3月15日までに申告してください。）

確定申告を行わない場合・・市町村に申告書を提出していただく必要はありません。

②税源移譲に伴う住宅ローン特別控除（平成20年度分から適用）

税源移譲によって所得税額が減少することに伴い、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり控除しきれなくなる場合は、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今までの所得税額から控除されていた分については、平成20年度分以降の住民税の所得割額からも控除する調整措置が設かれています。

【対象者】所得税の住宅ローン控除の適用者（平成11年から平成18年までの入居者）

【計算方法】①と同様

【申告先】①と同様

※ただし、退職所得・山林所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受けている方で申告の必要がある場合には、これまでと同様に市町村に申告を行っていただき、控除の適用を受けることができます。

(4) 寄附金控除

○ 地方公共団体（県・市町村）への寄附

①基本控除額 （寄附金額（※1）－2,000円）×10%

②特例控除額（※2）（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の限界税率×1.021（※3））

①+②＝住民税所得割からの控除額

※1 総所得金額等の30%を限度。

※2 住民税所得割の2割を限度。

令和元年6月以降に、指定対象外の都道府県等に寄附をした場合、特例控除の対象となりません。

※3 平成26年度から令和20年度まで復興特別所得税に相当する率を減する調整が行われます。

- 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社、都道府県又は市区町村が条例で指定した団体等への寄附

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{次の①、②のうちいずれか少ない額} \\ \text{①寄附金額} \\ \text{②総所得金額の30\%} \end{array} \right\} - 2,000\text{円} \times 10\% \text{ (県民税4\%、市町村民税6\%)}$$

※ 奈良県の条例指定寄附金は、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、以下のものです。

- ①県内に主たる事務所・事業所を有する法人又は団体等に対する寄附金
- ②県内に事務所・事業所を有する県の指定を受けた法人又は団体等に対する寄附金
- ③認定特定公益信託の信託財産とするための支出（奈良県知事又は奈良県教育委員会の所管に属するもの）
- ④ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会（令和4年1月2月31日までの寄附に限る）に対する寄附金
- ⑤中止等された文化芸術・スポーツに係る一定のイベント（令和2年2月から令和3年1月）の観客等が払い戻し請求権を放棄した場合の入場料等

詳細については、奈良県税務課までご確認願います。

また、市町村の条例指定寄附金については、各市町村にご確認願います。

(4) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

特定口座内の上場株式等配当及び上場株式等譲渡所得について、住民税配当割又は住民税株式等譲渡所得割が課税され特別徴収（源泉徴収）された方で、これらの所得を申告した場合、住民税の所得割額から住民税配当割額及び住民税株式等譲渡所得割額を控除します。

※住民税申告書及び確定申告書に、住民税配当割額及び住民税株式等譲渡所得割額の記載がない場合、控除できない場合があります。



1. 均等割と所得割が非課税の人

- 生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

2. 均等割が非課税の人

- 前年中の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の人

3. 所得割が非課税の人

- 前年中の総所得金額等が、次の算式で計算した金額以下の人
35万円×（同一生計配偶者・扶養親族の数+1）+32万円

※同一生計配偶者・扶養親族がない場合は、35万円



個人の県民税・市町村民税の申告、納税などの事務は、あわせて市町村で行うことになります。

申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、1月1日現在の住所所在地の市町村長へ申告することになっています。

なお、給与所得のみの人や、所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はありません。

（注）給与所得のみの人で、雑損控除、医療費控除、雑損失の繰越控除、寄附金税額控除等を受けようとするときは、3月15日までに申告書を提出してください。

なお、所得税の確定申告書を提出した人は、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

納 税

- 給与所得者 ・・・ 通常6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者（特別徴収義務者）が毎月の給料から差し引いて納税することになっています。
- 65歳以上の公的年金等受給者 ・・・ 4月、6月、8月、10月、12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて年金支払者が納めます。
※場合によっては、年税額全てを納付書で納付いただく場合もあります。
詳しくは、お住まいの市町村におたずねください。
- 上記以外の所得者 ・・・ 通常6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書により、納税することになっています。
(市町村によって、納期限が異なることがあります。)

◎個人住民税の計算例

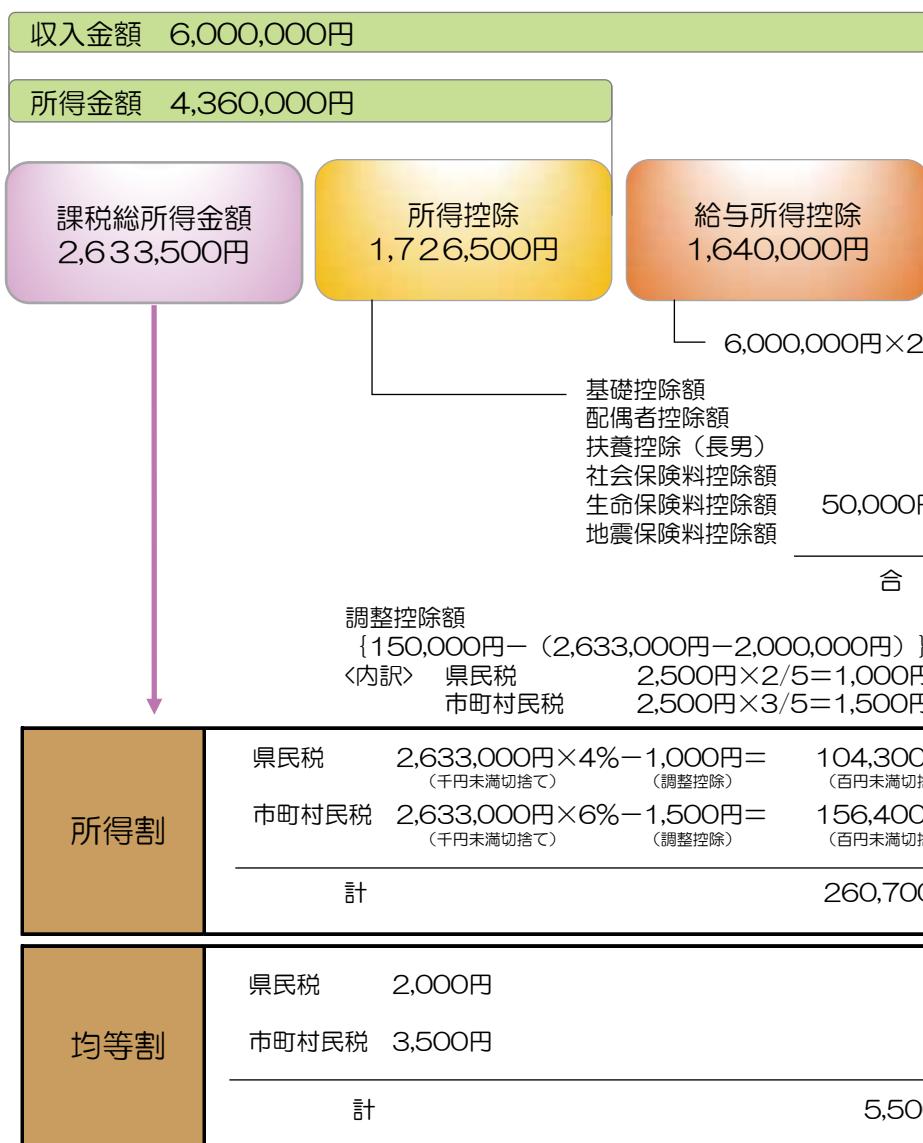
※所得割の計算方法

$$\left(\text{前年の収入金額} - \text{必要経費（事業専従者控除を含む）} \right) - \text{所得控除} = \text{課税所得金額}$$

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

奈良県内に住んでいる4人家族の令和3年度個人住民税（県民税・市町村民税）は、いくらになるでしょう。

| | | | |
|-------|------------|-------|------------|
| 本人 | サラリーマン | 収入 | 6,000,000円 |
| 妻 | 専業主婦 | 社会保険料 | 600,000円 |
| 子（長男） | 高校2年生（17才） | 生命保険料 | 50,000円※ |
| 子（長女） | 中学3年生（15才） | 地震保険料 | 20,000円 |



個人住民税額
266,200円

〔参考〕生命保険料控除

| 支払額の合計 | 住民税での控除額 |
|-----------------|------------------|
| 12,000円以下 | 支払額全額 |
| 12,000円～32,000円 | 支払額×2分の1+6,000円 |
| 32,001円～56,000円 | 支払額×4分の1+14,000円 |
| 56,001円以上 | 28,000円 |

地震保険料控除
支払額全額×2分の1（控除限度額25,000円）